

経営革新等支援機関（認定支援機関）

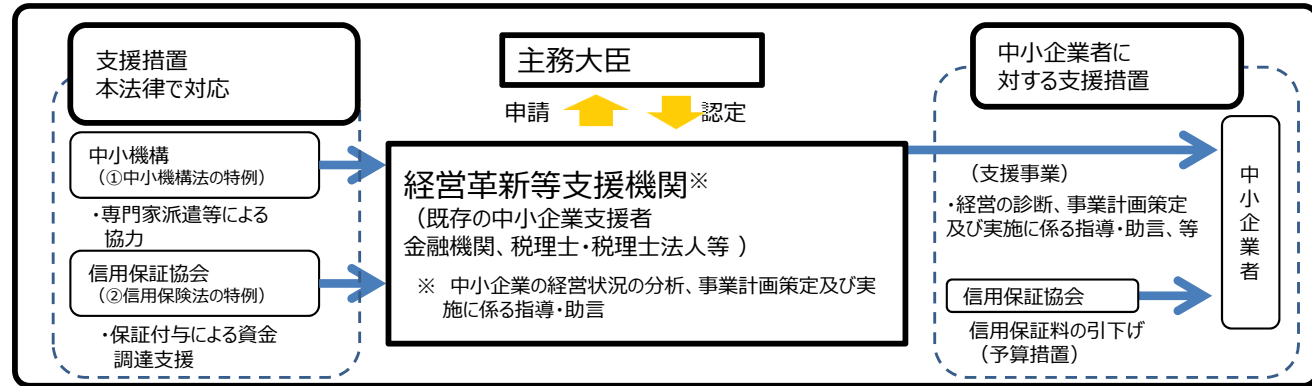
平成24年8月に施行された中小企業経営力強化支援法（現・中小企業等経営強化法）に基づき、令和2年8月28日時点で、北海道で708の専門家（法人、個人）を経営革新等支援機関として認定。

主な役割は、以下のとおり。

- 専門家による経営の分析、経営計画の策定支援とその後のフォローアップ（計画実行支援）
- 地域の経営革新等支援機関によるネットワーク構築によってチームとして中小企業を支援

1. 経営革新等支援機関の制度概要

- 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士、弁護士等のうち、専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、公的な支援機関として位置づけ。
- より高度で専門的な経営課題については、中小機構が最適な専門家を派遣し、経営革新等支援機関と一体となってチームとして経営課題を解決。
- 経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料を減額（▲0.2%）。



(参考) 北海道における認定支援機関の内訳（令和2年8月28日時点）

税理士 (個人)	税理士 法人	公認 会計士	監査 法人	弁護士	弁護士 法人	商工会	商工 会議所	中央会	中小企 業診断 士	社会 保険 労務士	行政 書士	民間 コンサル 等	NPO 法人	一般財 団・一 般社団	公益財 団・公 益社団	金融 機関	その他	合計
431	121	43	1	13	2	1(※)	12	1	24	0	2	16	0	4	1	30	6	708

※北海道商工会連合会が認定を受けており、その会員である道内全ての商工会が経営革新等支援機関となっている。